

第 1 2 4 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 24 年 12 月 26 日（水）

午後 3 時 1 分～4 時 32 分

場 所：KKR 京都くに荘 4 階 大会議室

開 会

●事務局（小山課長） 本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただ今から、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、7名の委員にご出席いただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日は京都ファミリーに关します諮問と届出者説明、イオン洛南ショッピングセンター、イオンモール京都五条店、イオン伏見店のイオン3店舗に关します答申案検討ですが、3店舗につきましては前回の審議会での宿題がございますので、検討の前に事業者から説明を受けてまいります。なお、京都ヨドバシビルにおける駐車場運営の報告につきましては、事業者の準備が整いませんでしたので、次回に改めてさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それではお手許にございます資料を確認させていただきます。各委員のお手許には、審議会次第、それから資料1「京都ファミリーに係る届出概要」、資料2「京都ファミリー 検討資料」、資料3「イオン3店舗に係る答申案」、資料4「JR京都駅NKビル 届出概要」、資料5「サンダイコー京北店に係る市意見」、資料6「立地法に係る計画一覧」、以上を資料として配付させていただいております。さらに、1月及び2月の日程調整表も置かせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

また報道関係者、傍聴者の方用には「本日の閲覧資料」、及び今回の届出者説明に关わる計画書を、後方の閲覧資料台に備えておりますのでそここでご覧ください。

それでは早速、審議会を始めたいと思います。市川会長、よろしくお願い申し上げます。

議 題

1 平成24年7月届出案件

「京都ファミリーに係る諮問及び届出者説明」

●市川会長 それではこれより第124回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成24年7月届出案件 京都ファミリーに係る諮問及び届出者説明」ですが、これらについて京都市から諮問を受けたいと思います。

●事務局（小山課長） 委員の皆様のお手許にお配りしております諮問書のとおり、本日付で諮問させていただきます。なお、本件について諮問の了解をいただければ、引き続き、届出者から計画説明を行ってもらうべく、待機していただいておりますので併せてご審議のほど

お願い申し上げます。

●市川会長 ただ今、市長より諮問を受けました届出案件の概要について、事務局から説明をお願いします。特にご異議がないようでしたら、引き続いて届出者説明に入ろうと思いますがよろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●事務局 それでは事務局からご説明申し上げます。お手許の資料をおめくりいただきまして、資料1は届出に関する概要でございます。今回の変更内容は、前回のイオンの3店舗と同様に開店時刻を朝7時に改めるというものと、それに伴います駐車場の利用時間に関する変更となっております。なお、変更前の内容は、北京オリンピックの際の夏期における短期間の変更ということで非審議会案件として処理をさせていただいた内容となっております。

おめくりいただきまして4ページから京都ファミリーの検討資料でございます。4ページは目次でございますので、5ページを御覧ください。今回の変更内容に関します意見書の提出は特にございませんでした。また、地元説明会における意見の概要として、交通安全の確保を掲げておりますが、6ページに事業者から提出された地元説明会実施報告書の写しを添付しております。説明会が実施された本年8月でございます。出席の住民の方々は5名ということで、住民代表という意味もかねて、主に自治会の関係者であると聞いております。なお、事務局としましても、実際の声を聞くべく参加しておりました。

次の7ページには、地元説明会におきます主な質問とその回答を掲載してございます。8ページから、地図と写真で示しております、店舗敷地の東側、山ノ内小学校に面している通りにつきまして、交通安全の確保について話が何度か出されておりました。今回の変更に伴って、改めてというよりも、従前からの経過も踏まえて今後の対応ということでの質問内容ではなかったと理解しております。不法駐車につきましては、交通誘導員による誘導はされているものの、すべての顧客から理解を得られている訳ではないといった状況もあって、住民の方の意見が出されていたと思われまます。

今回、12月15日（土）、16日（日）及び17日（月）の3日に渡り、事務局として現況の確認を行いました。現況写真は9ページからでございます。なお、撮影は開店直後の7時ごろでございますので閑散としておりますけれども、日によってまちまちではありましたが、概ね午前7時半から8時半近くまで、店舗敷地東側の南北道路の様子については目視で確認しておりました。写真の1番、2番が店舗敷地西側の出入り口の状況です。1番のあたりには比較的大きな駐輪場がありまして、自転車で来られた大半の顧客はこの駐輪場に停められるという状況ではないかと思われまます。写真の2番は隣接する駐車場です。写真の3番は店舗敷地の南側でして、荷さばき車両の出入り口ですが、早朝の利用状況につきまして、15日・16日に関す

る限りでは、車両の出入りはセーブされておりました。

4番から店舗敷地東側の道路の状況を撮影しておりますが、開店直後でございますが、映っている通行車両が少いですが、しばらく状況確認をしておりました。山ノ内小学校に通じる横断歩道を中心として、朝の7時45分から地元の方々が道路の側に出られて、児童の誘導を行うと同時に、店舗の誘導員も協力するなかで交通安全を確保しているという状況でした。こうした取組みは、これまでからも続けてこられたとのことと聞いております。

この店舗敷地東側の道路に関しましては、土曜、日曜日及び平日とも、北方から南方に抜けていく車両が多く見られ、抜け道のような形で利用されている状況です。午前7時30分から8時20分程度まで車の数を数えておりましたが、土曜日が67台、日曜日が65台、月曜日が66台という結果でございました。限られた日の状況ではありますが、地元の方にとってみれば車が多いという印象をもたれていると思われれます。なお、北から南へ流れる車のほとんどは抜け道利用でございましたので、入店する車両はございませんでした。さらに、少なくとも早朝に関しましては、不法駐車といった状況は確認できませんでした。

今回の変更に伴います周辺道路、特に店舗敷地東側の道路状況等につきましては、以上でございます。

●市川会長 資料のご説明ありがとうございました。それでは「京都ファミリーに係る届出者説明」に入ります。担当の方に入ってくださいますので、事務局、よろしくお願いいたします。

——（担当者入室）——

●事務局 それでは自己紹介のあと、着席のままで結構ですので説明をよろしくお願いいたします。

●イオン（山内） イオンリテール株式会社の開発を担当しております山内と申します。よろしくお願いいたします。

●イオン（木村） コンサルの株式会社環境総合テクノスの木村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私のほうからご説明させていただきます。お手許に変更計画書があると思いますので、こちらに則ってご説明させていただきます。

1ページをお開きください。今回の変更計画の店舗としては京都ファミリーでして、所在地は京都市右京区にございます。具体的な場所は23ページの広域見取図のほうでご確認をいただければと思います。店舗の設置者は三菱UFJ信託銀行株式会社で、今回の変更は8月3日から行っております。具体的な内容としては開店時刻が現在9時、夏場はイオン株式会社のみですが8時、こちらのほうを通常7時、ただし、イオンリテール株式会社だけが通常7時

にする。そのほかの店舗については9時のままという変更をしております。これに伴いまして駐車場のほうは立体及び北平面駐車場と、西平面駐車場、東平面駐車場と三つ駐車場がございます。具体的には27ページの建物配置図でご確認いただきたいのですが、こちらのほうの利用時間が朝2時間早くなるという計画をしております。ただし、交通や騒音等に配慮いたしまして、立体駐車場及び北平面駐車場につきましては北側の一部を8時30分から22時までといたします。また西駐車場につきましては朝2時間早くしますが、東駐車場については現状どおりの運用時間という計画をしております。

それでは具体的に交通や騒音等についてのご説明に入りたいと思います。お手許の資料の6ページをお開きください。今回営業時間が2時間早くなるということで、現状の午前9時台の利用状況と同等以下と想定しております。したがってピーク時の時間については変更がございませんので、現状でも朝の時間帯につきましては交通に大きな影響を与えていないと考えておりますので、今回の営業時間変更によって周辺交通に著しい影響を与えることはないと考えております。ただし、歩行者への安全の配慮としまして立体北平面駐車場の東側入口、27ページの図面の右上に入口とございますけれども、こちらのほうが通学路にあっております。そのためこちらのほうには朝の通学時間帯につきましては常時、交通整理員を配置して児童の交通安全、歩行の安全の確保に努めております。

また周辺の出入口につきましても必要に応じ、適宜交通整理員を配置しております。さらに道路環境に配慮し、東平面駐車場の利用時間は朝8時半からと営業時間を2時間早めるのですが、東側の駐車場については今までどおりの運用という計画をしております。

続きまして10ページの駐輪場の設置運営計画についてですけれども、こちらにつきましても朝2時間の変更ですのでピーク時の自転車台数等の増加はしないことにより、変更後も駐輪場の必要台数は十分確保されていると考えております。また、荷さばき施設の整備・運営につきましては11ページになりますが、現状の商品搬出入量は変更することなく対応いたします。また、荷さばきの利用時間も今までどおりといたしますので、今回の変更によって変更は生じません。また、敷地内に待機スペースを設けまして、周辺道路に駐停車を行わないように徹底をしております。

12ページは騒音の発生に対する対策についてですけれども、今回、朝2時間の営業時間変更ですので、変更となるのは昼間の時間帯の等価騒音レベルでありまして、夜間の時間帯の等価騒音レベル最大値のほうには変更はございません。結果のほうは14ページに予測結果を示させていただいております。すべての地点において昼間の等価騒音レベルは環境基準値以下と予測されています。周辺に対する配慮として、先ほど申しあげましたように東側の駐車場は午前8時半からとするとともに、北側の平面駐車場については住居に近い区画につきましては、来客車両が利用しないように誘導いたします。また、荷さばき施設及び廃棄物保管施設は地下1階に配置しておりますので、騒音の影響は小さいものとなります。

最後に20ページに廃棄物等の保管施設の配置及び運営計画です。今回の変更において現状

商品の搬出入量を変更することなく対応可能であることから、廃棄物の排出量は増加しないと考えております。また、店頭では牛乳パック、ペットボトル、白色トレイの回収ボックスを配置してリサイクルに回しております。

以上、簡単ですけれどもご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●市川会長 ご説明ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

●恩地委員 ご説明ありがとうございました。まず、7ページの入庫・出庫台数の設定をわりと安全にされているという感じはしますけれども、実際に営業を開始してから入庫・出庫の実際と設定との乖離、違いはどれぐらいでしょうか。

●イオン（木村） 現状と予測の乖離といいますと。

●恩地委員 これは8月3日にはもう変更したのですね。7時からの開店を始めた。その結果、7ページはあくまで予測ですね。実績というのは正確でなくてもいいのですが、これよりも多かったか、少なかったかということです。

●イオン（山内） 実際の調査をした台数が、今、手許にありませんので正確な数字は答えられませんので、また別途事務局のほうに報告させていただきたいと思います。今、お店のほうではどの店もそうなのですけれども、遠方から車で来られるお客様よりも近隣の方が徒歩・自転車で来られる方のほうが多いというのが実情でございます。これは営業のほうから報告が上がっております。ですから車としてはあまり多くの車がもともと9時、10時にオープンしていたときよりもその台数が同じように朝7時から来ることはない聞いております。

●恩地委員 今のところ実態としては想定、予測よりは下がっているということですね。

●イオン（山内） そうです。

●恩地委員 それから5ページの図面に関して、2階の区画ナンバー201というところのテナント名称が「未定」となっています。ここは3,065平米なので結構大きなスペースですけれども、ここは今どういうふうになっているのですか。

●イオン（山内） 申し訳ございません。これも今把握できておりません。今、答えをもっていなくて申し訳ないのですけれども。

●恩地委員 今は入居していないのですか。

●イオン（山内） 入居していなくてお店から一覧表をもらって届けをしていますので、現状では空いているということだと思います。

●恩地委員 これは結構大きな面積を占めていますが、いちばん大きいのが区画ナンバー100番のイオンで、その次がエディオンの3,000平米でそれよりも少し大きいですね。ここは今の段階では入居しているかどうかもわからない。入居したテナントさんは9時からとなるのですか。それとも7時からですか。

●イオン（山内） 9時です。

●恩地委員 これはどういうテナントさんが入っても9時ということによろしいのですか。

●イオン（山内） この店舗だけは、ほかの先月申しました3店舗については全館イオン、またはイオンモールが管理している店舗ですので、全館テナントさんにも協力を仰ぐということで全館7時の届け出をさせていただいております。この店舗につきましてはイオンモールが管理していますが実際は運営だけをしている店舗なものですから、イオンモールとしてもテナントさんに直接7時にしてくださいというお願いができない店舗でございます。よってイオンリテールだけが7時で開店させていただきたいという形で、ここだけはイオンリテールだけ7時という形になっています。

●恩地委員 今のお話ですと本当は全部のテナントに7時にしてほしいけれども、現状ではそうならないだけであって、いずれはもしかしたら全部のテナントが7時から開店することもあり得るということですか。

●イオン（山内） ここの店舗についてはその可能性はないということです。

●恩地委員 だから交通量が増えるということはないということですね。

●イオン（山内） 全館開けることはないのです、それほど多くはならないと考えます。このイオンにつきましてはほぼ食料品がメインの店舗ですので、ほかのように衣料品も扱って、雑貨も扱っているという店よりも食品がメインの店舗ですので、その意味では車の来場はほかの店舗ほど来ることはないだろうと思います。

●イオン（木村） 今回の変更届け出内容としてはイオンリテールのみが7時から営業する。そのほかは9時としておりますので、もしそのほかも7時とする場合は届け出が必要となってきますので、その際にはこの審議会を受けて変更という手続きになると思います。

●恩地委員 わかりました。ありがとうございました。

●宇野委員 ご説明ありがとうございました。今回、特に気になっておりますのが、地元からのご懸念が出ているということで通学路対策がいちばん気になるところです。そのなかでもし一点、ご存じでしたらということで、市立山ノ内小学校の通学範囲が小学校を中心にしてどれぐらい広がりをもっているのかということです。ここにしているということは、この小学校の位置を中心にして円を描くような形で設定されているのかなと思うのですが、まずそれが一点です。

もう一つは、車の台数は今予測されているものよりは控え目であろうというお話ですが、それでも相当程度の数がどうも来そうだという予測をされていますので、それが例えば敷地の東側の入口と西側の入口とそれぞれどのぐらいの比率で実際想定されているのか。おそらくこれは来退店経路の設定とも関連してくると思うのですが、そのあたりはそれぞれ東側、西側の入口で車としてはどれぐらい割合的に負荷がかかっているかを、もしご存じでしたらおうかがいしたいというのが二点目です。

併せて、すると何が気になるかといいますと、今のお話では入口のところは整理員の方等が立つ、ガードマンさんなどがいて通学路を確保していただいているということですが、その周辺の交差点も当然通過車両がいるというのが前提で理解しているのですが、相当程度この店舗にお越しになるお客様もそこを通過されるということは間違いないと思います。そのあたりの交差点のところの安全管理等がどういう形になっているかということをおうかがいしたいということで、その三点をおうかがいしたいと思います。

●イオン（山内） まず通学路の範囲ですが、申し訳ありませんが今回は店舗周辺の出入口において通学路にあたっているかどうかの調査、確認しかしておりません。どのへんまでという範囲については今お答えを用意していません。申し訳ございません。改めて確認したいと思います。

二点目の比率ですが、東側の入口及び西側の入口ですが、これはお客様の流れとしては東側の入口はおそらく南から上がってくるお客様、西側はおそらく北側からということですので、この店の商圈はどうかというと、南側にはイオンモール京都五条がありますので同じように7時から開店しております。ですからどちらが比較的行きやすいかというところですが、この店の商圈としては南側にあまり広がりはないだろうと想定しています。ですからどちらかということ西側の入り口のほうが多いのではないかと予測です。まだ確認が取

れていないのでそれぐらいのお答えしかできません。

それから交差点につきましては、基本的には信号もついている交差点ですので警備員を立ててどうこうということは、ここの店を含め、ほかの店も今のところはそこまでしておりません。走行数の台数ということもあったのですが、そのあたりも踏まえて安全ではない、危険かどうかというところはもう一度地元のお声も聞いてみたいと思います。

●宇野委員 量的なデータはお持ちの部分とお持ちでない部分があると思うのですが、地元からもかなりそういうお声がある。それから図面を拝見していても小学校が隣接しているという状況ですので、相当程度児童等の通学があると見込まれます。そのあたりの実情を把握いただいて、今後危険なことが観測される場合においてはどのような対応をしていただけるかということも、少し検討いただければと思います。

●市川会長 ほかにいかがですか。

●中井委員 今日は時間変更ということで少しずれるかもしれませんが、お願いしておきたいことがあります。車椅子を使用して車でいらっしゃる方については、おそらく入口付近にそういうスペースを設けていただくことになっていると思います。国交省が推奨して京都府が「京都おもいやり駐車場」という認証制度をしています。今日ネットで見てきた限りまだ名前が載っていませんでしたので、今後そういうことも検討していただくようお願いしておきたいと思ひましてこの場で発言させていただきました。お願いいたします。

●イオン（山内） 「京都おもいやり駐車場」というのはお年寄りの方とかでしょうか。

●中井委員 弱者についてということです。

●イオン（山内） 一度、そういう要望をほかの店でもいただいたことがございます。できる限りそういうことについては私どもも協力していきたいと思ひますので、この店に限らず、私どものほうも確認していきたいと思ひます。

●中井委員 よろしくお願ひします。

●市川会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

●松井副会長 まずは説明会について確認させていただきたいのですが、先ほど、「閉店時刻を早めてほしい」というご意見があったとのことで、ご回答のほうで、「騒音・光害などでご迷

惑をお掛けしているならば」というような回答をされているのですけれども、実際はどういう迷惑だったのでしょうか。

●イオン（木村） 地元説明会のご意見といたしましては、現在 23 時まで営業をしているのですけれども、それを早めてほしいというご意見を頂戴いたしました。なぜ、そういうご意見をおもちなのかという具体的なことをお聞きしても、そのご回答をいただけませんでしたので具体的に、例えば騒音が問題だとか光害問題で終了時間を早めてほしいというご意見であれば、その点につきましてはきちんと対応させていただきますという回答をさせていただきました。

●松井副会長 それはどちらの住民の方とか確認はされていますか。

●イオン（山内） 今、答えられませんけれどもこのときに自治会長さんも来られていたと思いますので、あのときの発言者ということで確認はできると思います。

●松井副会長 それとは関係ないかもしれませんが、前回、一度こちらのほうは駐車場の改装か工事の件で審議会に上がってきた件であったと思います。前回も指摘したと思いますけれども予測地点が、これはどうしてこの予測地点を、a の場所がここになったのかということの理由がわからないのです。もっとも住宅地に近いのは地点 a ではなくて、そこから南西側に行ったちょうど通路の角にあるニシムレジデンスという 3 階建てのところだと思うのですが、ここで予測しなかったのはどういう理由なのでしょう。前回も同じことを聞いたと思います。

●イオン（木村） 前回コンサルが決まっております、おっしゃるご意見もわかるのですけれども、前回は踏襲して北側の地点でポイントを取らせていただきました。ただ、駐車場の影響ということをございますので、そのために先ほどご説明しましたように北側につきましては夜間の駐車場の利用制限をすとか、スピードを緩めてご走行いただくように店舗としてできる限りの運営のほうをさせていただいている次第です。

●松井副会長 今回いただいた地図等を見ても、どこが夜間規制区域かというはっきりした線引きがされていないように見えたのですけれども、どこかに書いてあるのでしょうか。

●イオン（木村） 27 ページの別添の 4-2 建物配置図及び立面図のほうで示させていただいております。現行計画書のほうです。

●松井副会長 ありがとうございます。これで見ると使用禁止区域は南側、いわゆる通路の部分がそのまま残っていて車が通れる状態になっています。前回審議会に上がってきたときに、ここの速度制限区間というところを車が通ると夜間には超えるという話をしたと思います。結果として速度制限ということをされたようですが、すぐ横ですから予測するまでもなく夜間の指針値を超えます。

ここから質問ですけれどもここの速度制限区間の北側にお住まいの方々に対して、迷惑をかけているかどうかということを探ねられたことはあるでしょうか。

●イオン（山内） そこまで確認はまだしておりません。今回に限ってですけれども、今回、時間変更をするのはイオンリテールなのですが、前回はその点についてイオンリテールも関知しておりませんでしたのでそのあたりのご意見の記録がなかったもので、前回の届け出を元に今回の資料をつくらせてもらった経緯もございます。こちらのお宅に直接ご訪問することはしておりません。ほかの3店舗もそうですけれども今回京都ファミリーについても、まずは自治会さんのほうにその後、7時の開店時間変更についてどうですか、それ以外でもどうですかというお声はかけさせていただいておりますが特にご意見等はいかがっております。もし、この家で何か問題があるかどうかの確認は、今後また店のほうと確認させていただきたいと思えます。

●松井副会長 おそらく住んでおられる方は自治会に入っておられない方が多いような気がします。ここの建物と、その横にもマンションがあるようですがこの二つのすぐ横を、朝7時開店ですから6時前から夜の11時半まで車が通る。それは全部、特に10時以降は来店法の指針に引っかかりますし、8時以前、あるいは午後7時以降も騒音規制法に引っかかります。ここはそのぐらいのレベルになると思います。そういう状況なので現状で速度規制区間という形で対策をされていますが、それが本当に十分なのかどうかの確認が必要ではないかと思えますので、直接聞いてもらったほうがいいのではないのでしょうか。もしそれで苦情等、目が覚めるということがあるのであれば、騒音規制法オーバーですから何らかの対策を、防音壁をつくる、あるいは速度規制区域と書かれているところの通路を止めることも構造的に可能ですね。そういうことを対策としてされるべきではないかというのが一つです。

もう一点は、早朝の利用について「北平面駐車場の一部は極力利用しない」と書いてあります。けれども夜間については規制されているのです。どうして規制ではなく「極力」になったのでしょうか。

●イオン（山内） 考え方として先ほどいわれましたように夜間と昼間で基準が違ったと思います。私どもがいちばん最初に届け出でご相談させていただいたときには、お客様に対してあそこが使えない、ここが使えないというのは混乱を生じるかと思ひ、そういうことはあまりし

たくなかったというところがございます。ただ、当然のごとく昼間の時間帯というより早朝ということで、このところについては使わないようにしたほうがいいというご意見もあったものですから、そこについては基本的には使わないという考え方です。ただ、何があるかわからない。私どもに何か特別な事情があるかという事例は出せないのですけれども、もしかしたら使う可能性が出てきたときには、緊急避難的に使うこともあるかもしれないのでこういう表現にさせていただいたということです。

●松井副会長 夜間は緊急避難は不要という考えでしょうか。

●イオン（山内） 緊急避難的なこと具体事例がないものですから具体的な説明ができないのですけれども、夜間については緊急避難はほかのことで対応するという形にならざるを得ないと思います。

●松井副会長 早朝についての緊急避難はどう考えていますか。

●イオン（山内） 基本的には使わないという考え方にしたいということです。

●松井副会長 早朝は「極力」で夜間は規制というのが、どうして早朝は規制にされないのかという疑問がありますが……。

●イオン（山内） これがあるから使わせてくれということは今のところ答えをもっておりません。ですから何があるかわからないのでこういう表現でお願いしたいということです。

●松井副会長 夜間が規制区域になった理由をご存じないということですね。

●イオン（山内） 基準ということだと理解しています。

●松井副会長 速度制限区間も超えているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

●イオン（木村） 騒音現行資料の6ページにカラーで、遮音壁1という格好で示させていただいているのですが、今ご指摘をいただいている住居の前には1.5メートルの壁を建てておりまして、対策のほうは打っております。

●松井副会長 建物は3階建てですね。1.5メートルの壁と3階建ての建物とどちらが高いでしょうか。

●イオン（木村） できる限りの対策は事業者としてはしているというご理解をしていただければと思うのですが。

●松井副会長 1.5メートルの敷地境界にある塀ですね。それができる限りの努力であるということですね。

●イオン（木村） 現段階ではそうです。

●松井副会長 現段階ではということは、これは場合によっては北西側の住居さんのほうから北側駐車場の規制区域の南側のところを通る車の音がうるさいということがあれば、当然対策を行うということですね。

●イオン（山内） その件に限らず、周辺から苦情をいただければ当然のごとく対応しないといけないと思っています。

●松井副会長 実際に早朝、あるいは夜間について自治会ではなく個人のお宅のほうに行かれるということですね。

●イオン（山内） 先ほど答えたとおりなのですけれども、まず自治会さんに入っていないか、入っているかは確認しておりません。それはもう一度自治会さんにも聞きますし、これはおそらく賃貸だと思われるので当然このオーナーさんなりがおられるのでしようし、そういうところのおつき合いも見て、一度確認させていただくということです。

●松井副会長 たしか京都市はこれまで何件も上がってきておりますけれども、夜間 10 時以降、規制基準を超えているようなところについては駐車場を使わないように指導していただいていたと思います。それもあってこの通路を何とかするよという話が前回上がっていたはずなのですが、その対策がゆっくり走ってくださいというだけだったのかというのが私の印象でして、その後別に何もされていないようなので、何もされていないのに朝また時間を早めに車を走らせるということに対して非常に危惧を抱いています。しかも予測もされていないということで、申し訳ないのですけれども判断できないなというのが個人的なところですよ。

ちなみに前回も申しあげましたけれども、この事業所が特定事業所だというのはご理解いただけていますね。

●イオン（山内） そこについてはまだ勉強できておりません。ただ、立地法として今日は説明させていただいていますので、特定の建築物で何かに引っかかるということであれば、当然

会社として対応すべきなのでしょうけれども、今私に対応する立場にないものですから今お答はできないということです。

●松井副会長 特定事業所ですので騒音規制基準を遵守する義務が生じています。かつ規制基準を超えていまして、もしこの北西側の住居のほうから何らかの苦情があるようでしたら、規制基準を超えていてかつ苦情もあるとなれば何らかの対策は必要になろうかと思えます。実際に具体的な対策はごく簡単にできます。あそこの通路を通行止めにするればいいわけです。西側の駐車場だけでいけるわけですから。

●イオン（山内） 西側の駐車場とといいますと、立体駐車場のところですか。

●イオン（木村） 東側から入った車については北側の道を通って出ていかざるを得ない構造になっています。

●松井副会長 たしか東から入って即、立体駐車場に入れたのではなかったですか。

●イオン（木村） 立体駐車場にも入れます。

●松井副会長 そのようにすれば済む話ですね。私も何度か行ったことがありますけれども、すぐに立体駐車場に入れて、北側はまったく通らずに立体駐車場から出られたように記憶しているのです。朝と夜、そのようにされたらいいのではないのでしょうか。

●イオン（山内） 図面上でしか見えませんので確認します。今の話は当然、北側の3階建ての住民の方のご意見も聞いていません。これは事実でございますので、そのようなところを店でどういうおつき合いをしているのかも一度確認します。苦情があるのか、ないのか。実際どうなのか。ここの音よりもほかの音が大きくて全然気にならないという可能性もありますし、そういうところは今は「だろー」でしか話ができませんので改めて自治会さんに報告させていただいて、どういう方が住んでいて、行くべきであればおうかがいするというにしたいと思えます。

●松井副会長 それはぜひお願いいたします。

●市川会長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、現地調査の実施と追加資料請求の有無についてお聞きします。現地調査につきましては各委員が各自で行かれるということで、全体としての視察は行わないことにいたします。案内が必要な場合は事務局か

らご案内ということにさせていただきます。

続いて追加資料請求の有無でございますが、いくつかご質問のなかに出ていたと思いますが、改めて確認をしたいと思います。

●事務局 今のご質問の関係ですと、敷地の北側の駐車場に関わりまして、それに関わる速度制限区画の取り扱いと、そのすぐそばの住民の方の意見ということについて現状はどうであるかということであったかと思えます。それから交通の関係につきましても、当然車の駐車の場合の話、割振りはどうなっているかという話と実情としてどう把握しているのかということをもう一度確認ということでございましたので、改めて事業者と話をしまして、事務局で整理をさせていただきたいと考えております。以上でございますがよろしゅうございますか。

●市川会長 それと、小学校の通学範囲で言えば、東側、西側からどれくらいかがわかればよろしいですか。

●宇野委員 わかればそれもお願いします。

●市川会長 もう一度ご確認させていただきます。交通の関係では、まず通学路の範囲がどうなっているのかということ、駐車場の東西の割振りがどうなっているのかということと、交差点を挟みまして交通の実情把握はどうされているかということであったと思えます。

騒音の関係では、店舗敷地の北側に速度制限区画を設けられていることから、朝と夜との違いの話も含めて、実態はどうなっているのかということ、騒音に対する配慮から平面駐車場を使わずに処理ができるのかということ、3階建ての住民についての話も含めて実態としてどうなっているのか、どういう動きになるのかを聞いてほしいということであったかと思えますが、以上のようなまとめ方でよろしゅうございますか。

—— (異議なしの声) ——

●市川会長 それでは、追加資料の件、よろしゅうございますか。それでは京都ファミリーの届出者からの説明をこれで終了したいと思います。担当者の方、どうもご苦労様でした。

●イオン 失礼いたします。

—— (担当者退室) ——

2 平成24年6月届出案件

イオン3店舗に係る答申案検討

(イオン洛南ショッピングセンター, イオンモール京都五条, イオン伏見店)

●市川会長 続きまして議題2の「平成24年6月届出案件 イオン3店舗 (イオン洛南ショッピングセンター, イオンモール京都五条, イオン伏見店)」の答申案検討に移ります。事務局から説明願います。

●事務局 事務局からご説明申しあげます。前回の審議会での審議の内容を踏まえ、今回の変更に関わります答申案をいったん作成して、お手許の資料に掲載しております。

前回の審議会において出された宿題につきましては、現時点での取組みはどうなっているのか、今後はどうしていくのか、という観点から事業者より改めて説明してもらおうべく、先ほどの事業者に待機してもらっております。今回の事業者説明では、現状の説明が求められていること、今後どのようにしていくのかという対応について事業者の意向を確かめるという視点から口頭説明を予定してございますが、ご了承いただきたいと存じます。それでは、事業者から前回の宿題に関する説明を行ってもらおうと存じますが、よろしいでしょうか。

●市川会長 よろしゅうございますか。

—— (異議なしの声) ——

●市川会長 それで結構です。

●事務局 それでは事務局からまずご案内いたします。前回の審議会に出されました宿題を整理いたしますと、具体的にすでに実施されているはずではなかったかというご指摘をいただきましたイオン洛南ショッピングセンター, イオンモール京都五条についての騒音対策はどうなっているかということ、早朝開店に伴います騒音に関する住民のヒアリングはどうかということ、住民のヒアリング結果と今回の変更内容以外に関する住民意見への対応はどうなっているか、という三点が大きな柱であったかと考えます。それらの点につきまして、事業者から説明させていただきます。

●市川会長 それでは事業者の方に入ってくださいませ。

—— (担当者入室) ——

●事務局 自己紹介は結構ですので、着席のまま説明をよろしくお願ひいたします。

●イオン(木村) 株式会社環境総合テクノスの木村と申します。よろしくお願ひいたします。それでは大きな項目として三つございますが、一つ目の騒音対策についてご説明いたします。

まず、洛南ショッピングセンターにつきまして、早朝時は南側のスロープを使わせないことを検討されたい。そして早朝は平面駐車場北側を使わせないことについて検討されたい。この二点につきましてご意見をいただきました。

これに対する回答といたしまして、まず早朝における平面駐車場の北側につきましては利用制限としてコーンを立てるなどいたしまして、来客車両が北側に行かないような対策を実施しております。よって北側の平面駐車場は使わないような対策は取らせていただいております。ただ、南側スロープを使わないようにというご意見をいただきましたけれども、対策として早朝時の南側出入口を閉めることとなりますが、関係各所とのこれまでの経過を踏まえ、北進車両を北側出入口に、南進車両を南側出入口に誘導してきた背景がございますので、早朝のみ南側出入口を閉めることはお客様の混乱を招き、かえって通過交通車両への妨げになる可能性がありますので、現状では様子を見ていきたいと事業者は考えております。

そしてイオンモール京都五条につきましては、早朝時は平面駐車場のみを使うようにというご意見を頂戴いたしましたが、それにつきましては早朝においてはスロープ入口にコーンを立て、平面駐車場を優先して案内するように、したがって平面駐車場のみを利用するという対策をさせていただいております。

続きまして地元住民へのヒアリングにつきましてですが、まず洛南ショッピングセンターにつきましては4自治会のほうに再度ご訪問させていただき、4自治会とも便利になったというご意見をいただいております。苦情は前回のヒアリングでは頂戴いたしませんでした。今後、理事会等で改めてご意見を聞いていただき、もしご意見があるようでしたら適切に対応していきたいと考えております。そしてイオンモール京都五条についてですが、こちらのほうも連合自治会長様を訪問させていただき、ご意見を頂戴しております。イオンモールができてから人口も増え、近隣学区の児童も増えてきたと喜んでいただいております。ただ、子どもの犯罪が増えているという話もありますので、防犯面には気をつけてほしいというご意見を賜っております。

イオン伏見店についてですけれども、こちら自治会を訪問させていただき、1自治会から荷さばき場における通学時の交通整理についてのご質問がございましたけれども、6時から10時30分まで整理員を配置していることを説明しましたところ、ご理解をいただけました。また、荷受け出入口の東隣のところは法人様の社長宅になっておりまして、こちらのお宅をご訪問してご意見を頂戴したところ、現状特にご意見はないことも確認しております。

最後に、今回の営業時間変更以外の住民意見に対する対応についてですけれども、二つございます。洛南ショッピングセンターで駐輪場に現状ラック式が部分的にあるのですけれども、

それをすべて平面化してほしいというご意見を頂戴しております。それについては駐輪場のラック式とラックをしていない駐輪場が現在ありますので、ラック式でない駐輪場を使用していただくようにご案内することで、別途設けることも検討いたしましたが、現在のところ現状どおりで様子を見ていきたいと考えております。

イオンモール京都五条で、東、西のスロープの騒音対策をしてほしいというご意見を住民説明会で頂戴いたしましたが、これについてはまず東側についてはスロープを通過する際の段差の音によって苦情をいただいていたのですけれども、工事を実施して段差を解消したことにより、ご意見をいただいた方から音が小さくなったというご意見を頂戴しております。今後も近隣住民さんのお声を聞いて対応していきたいと考えております。また、西側については騒音の現状の確認は実施しているのですけれども、対策は現在検討中という現状になっています。以上です。

●市川会長 ご説明ありがとうございます。それではただ今の説明につきましてご意見、ご質問があればお願いいたします。

●松井副会長 まず五条からおうかがいします。早朝は平面だけを使われるということで周辺への影響という点では非常にいい対策であろうと思います。ご了解いただきありがとうございます。前回、おうかがいしました説明会で出たスロープの件です。今のお話ですと静かになったということなのですが、改めて確認いたしますが、対策をされたということですね。

●イオン（山内） 説明会のときに騒音の苦情があり、どんな対策がしていくかということになった件と思いますが、段差があってそこをガタガタと走る音だったということです。その段差をなくす工事をさせていただいたうえで、もう一度確認させていただいたということで解決したということです。

●松井副会長 それでもう大丈夫といわれたのですね。

●イオン（山内） そのあともう一度、住民さんに自ら確認していただいたということです。

●松井副会長 わかりました。残りはぜひ西側、あるいは北側のスロープを、苦情等がまだ出ているようですので可能な範囲でいい方法を見つけてください。

●イオン（山内） これにつきまして今後検討していくということで、特にゆっくり走っていただくといった呼びかけをするような看板を付けるとかいろいろ考えております。そういう対策も踏まえてどれがいいかというのをいくつかやっていきたいと思っております。

●松井副会長 スロープのところというのはコンクリートの打ちっ放しになっているのです。すると音がほとんど減じずに隙間から全部出ていきますので、一種の騒音のタワーのような状況になってしまっているのではないかと思います。ある部分だけちょっと囲ってあげればかなり落ちます。要はある面を、全部囲ってしまうと排気ガスの問題等が生じますけれども、ある面だけ何か簡単なもので何か障害物があるだけでかなり下がりますので、そういうことも可能な範囲で実行していただければと思います。

次に洛南ショッピングセンターのほうです。洛南の南側の出入口について懸念しているのは、要はすぐ南にあるマンションの方です。こちらのほうにまだヒアリングには行っておられないのですか。

●イオン(山内) ここもマンションの管理人さんなどにあたってくれと店にはいっています。まだあたりきれていないものですから、そういうところは改めて確認していきたいと思います。

●松井副会長 結構近接しているといえば近接していますし、スロープのところは基本的にアクセルを踏み込みますので、部分的に少し対策をするような形で問題がなくなると思います。もし苦情等があればの話ですけれども、できるように思います。そのあたりは今後ヒアリングをしていただいて、必要に応じて進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

それからもう一点、先ほどのご説明のなかで、もしスロープの騒音で毎朝目が覚めるというような事項が仮にあったとしたら、ヒアリングの結果次第ですけれども、あるようでしたら先ほどおっしゃられた交通のほうの不都合と比較すると人の健康のほうが優先されますので、そのあたりは認識しておいていただければと思います。よろしくをお願いします。

●市川会長 ほかにございませんか。それでは説明のほうはこれで終了とさせていただきます。二度にわたってご説明いただき、ありがとうございました。ご退席いただいて結構です。

—— (担当者退室) ——

●市川会長 それでは引き続きまして答申案について事務局から説明願います。

●事務局 事務局から答申案をご説明申しあげます。今回の答申案につきましては、前回の審議会の内容を踏まえると同時に、いただきました宿題の内容については、事業者として、今後も継続的に取り組む必要があるという認識をもってもらうことを確認したうえで作成しております。事業者として求められる取組みがあるとともに、今回の営業時間変更に伴って、地元からの声を探る中では、これまでのところ問題が起こっている訳ではないだろうと考えております。ただ、今後とも現状で推移していくかと図りかねますので、事務局といたしましても

引き続き状況の確認はしていくことを念頭に置きつつ、事業者に対する意識づけを明記する形になってございます。

答申案は、11 ページの資料 3 からでございます。実は 3 店舗とも同じ時間帯への営業時間の変更でございますので、11 ページのイオン洛南ショッピングセンターに続く 2 店舗も構成はほぼ同じ内容になっておりますことから、イオン洛南ショッピングセンターの答申案をご覧いただいで、内容・構成をご確認いただければと存じます。

「現在の状況」というのは店舗立地の周辺状況でございまして、ほかの 2 店舗につきましても同様に確認をしております。「説明会の状況」につきましても前回の審議会でもご説明申し上げました報告内容を再掲しております。3 の「意見書」につきましてもほかの 2 店舗につきましても提出はございませんでした。

4 の「審議会の見解」といたしまして、今回の変更による影響として、駐車場の利用者の増加、駐輪場の利用者の増加、廃棄物等の排出量の増加、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて検討を行っております。駐車場および駐輪場については、ピーク時の増加はしないであろうということで、現状においての不足は生じていないということでございます。事務局としましても、今回の変更実施に伴う状況を何度か確認しているところではございますが、これまでのところ、早朝の来店では自動車よりも自転車の方が多いように見受けられます。ただ、今後も同様の傾向かどうかはわかりませんので、事務局として状況確認をしてみたいと思いますが、これまでの状況を踏まえた評価としては、駐車台数と駐輪台数の増加が生じる恐れはないであろうと考えてございます。

廃棄物の排出量につきましては、廃棄物は増加しないという前提の下、実際にも増加したという事情は発生していないことから、今後も現状で対応が可能であろうと見込んでおります。これらの点につきましては、他の 2 店舗についても同様と考えております。

ご指摘をいただきました騒音に関しましては、大店立地法の指針に基づき、早朝でございますので等価騒音レベルで判断しております。騒音に関して特に大きな影響はないものの、影響が全然ないという訳ではございませんので、戻っていただきまして 11 ページでございます。1 番は、店舗の名称及び所在地でございます。ほかの 2 店舗も同様でございます。

2 番の「法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について」で、今回の変更に伴う関係につきましても現状を踏まえて周辺環境への影響は少ないと判断するものの、周辺地域への生活環境保持についての配慮ということを改めていうのと同時に、さらに交通誘導と騒音に関しては「店舗周辺の生活環境への配慮を前提として、地域住民との継続的な対話を踏まえ、適切な対応に努める」と書いてございます。具体的な内容につきましては、できることとできないことがあるかと思われませんが、事業者への意識づけという視点から、事務局といたしましても事業者の対応を確認していくと同時に、可能な限りチェックをしていきたいと考えております。

以上でございます。

●市川会長 3店舗とも原則同じ答申の内容ということになりましたけれども、ただ今の説明につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

●松井副会長 まず11ページの表現についてはこれでよろしいかと思いますが、12ページの4番の(4)のところでいちばん最後の行です。「変更もないことを踏まえると影響は少ないと考えられる」と書いてしまうと、等価騒音レベルの値は高くないのですけれども影響は少ないかどうかは判断できないので、このところはいろいろ手はあると思うのですが、「変更もないことを踏まえると、等価騒音レベルの値に大きな変化はないと考えられる」という事実のみを書いておいていただいたほうがいいのではないかと思います。ここで「影響は少ない」と書いてしまうと、前のほうのページと齟齬があるというように読みかねないです。その一点だけです。

●事務局 ご指摘をいただき、どのような表現にすればよいかと悩んだうえで、こうした書き方を選びましたが、訂正いたします。少し手前から読みますと、「積極的に顧客を呼び込んでいるわけではないことや室外機等の増設や位置の変更もないことを踏まえると、等価騒音レベルにおける影響」でしょうか。

●松井副会長 「影響」という言葉を使ってしまうと具合が悪いと思います。ですから「等価騒音レベルの値に大きな変化はない」でどうでしょうか。

●事務局 わかりました。「等価騒音レベルの値に大きな変化はない」と、そういう形で手を加えさせていただくということではよろしゅうございますか。

●市川会長 よろしいですか。

●松井副会長 はい。

●事務局 そうしましたら改めまして、「室外機等の増設や位置の変更もないことを踏まえると、等価騒音レベルの値に大きな変化はないと思われる」。

●松井副会長 「考えられる」でいいと思います。

●事務局 わかりました。訂正いたします。

●市川会長 そういう一部修正がありましたけれども、これでよろしゅうございますか。

修正するだけだとこの案件につきましては、前回の届出者説明において、地元との対話を継続していく意思表示があったこと、意見書の提出期限以降、新たに苦情が出ているわけではないことから、本日で結審したいと思いたしますがいかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 ありがとうございます。それでは、ただ今出されましたご意見を踏まえまして私にご一任をいただきまして、事務局と調整のうえ市長に答申するというようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

3 平成24年8月届出案件 JR京都駅NKビルに係る諮問

●市川会長 続きまして議題3の「平成24年8月届出案件 JR京都駅NKビル」について、京都市から諮問を受けたいと思います。

●事務局（小山課長） それでは委員の皆様のお手許にお配りしております諮問書のとおり、諮問させていただきたいと存じます。どうぞ審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●市川会長 ただ今、京都市から諮問を受けました届出案件の計画概要につきまして、事務局から説明願います。

●事務局 それでは事務局からご説明申し上げます。おめくりいただきまして17ページ、資料4でございます。

届出者は、案件名はJR京都駅NKビルとありますが、ビックカメラJR京都駅店でございます。変更内容は駐車台数が132台であったものを96台に変えるというものでして、その変更に伴い出入口の数が変わるということで9箇所から6箇所に変更になるというものです。

本店舗は平成19年8月に開店し、丸5年が経過していることもございまして、駅周辺の交通の状況、実際に車で来店される顧客の状況などについて開店当初とは変わってきているとともに、今後の駐車場利用に関してほぼ見通しが固まってきたとの申立てでございます。駐車場を分散して確保するという考え方は継続しつつ、交通渋滞の発生はこれからも回避することが可能ではないかという考え方の下、駐車場を整理していきたいというものでございます。

本件に関しましては、公共交通機関の利用促進策の話がございました。これまでから、利用促進に関しては事業者も取り組んでいるところではございますが、大店立地法で言うところの届出事項ではございませんので、変更届出書への記載義務はないものの、来月の届出者説明のなかで現状と今後の取組みについて説明をしていただこうと考えてございます。

簡単ではございますけれども、届出概要は以上でございます。

- 市川会長 では、この案件につきましては、従来同様、次回審議会において届出者からの計画説明を行っていただきます。

4 報告事項

- 市川会長 次に移ります。議題4の「報告事項」について、事務局から説明願います。
- 事務局 引き続きご説明申し上げます。資料5、19ページでございます。これにつきましては前々回の審議会でご説明すると同時に、ご案内差しあげますメモのなかでもご了解を求めた件でございます。京北にあるスーパーマーケットの営業時間変更でございます。

これにつきましては非審議会案件ということで整理をさせていただいた経過もございましたが、今回こういう形での市意見通知をさせていただいたということを審議会へのご報告という形で用意いたしました。営業時間を1時間早めて、午前9時から午前8時とするという内容でございます。地元説明会につきましては、営業時間の1時間延長ということでございましたので、掲示のみで開催はしておりません。意見書の提出もございませんでしたし、市意見通知後におきましても苦情等は受けておりません。

営業時間の変更に伴う、駐車場利用の増加、駐輪場利用の増加、廃棄物の排出量の増加、騒音の関係もございましたが、特に大きな問題は発生しておりませんし、京北地域における店舗ということで、特に顧客数が増えるという状況はないことから、今回の変更に伴う影響はないであろうと考えております。通知に関しましては、12月10日に行いました。

引き続き、ご説明申し上げます。21ページの資料6でございます。これは毎回ご報告申し上げております立地法に係る公告一覧等でございます。今回の内容といたしましては引き続きイオンの関係が来月あるのと同時に、先ほど申しあげましたビックカメラの届出者説明が来月の予定となっております。今月の届出受理予定は特にございません。22ページは今後のスケジュールでございます。以上でございます。

- 市川会長 ただ今の報告につきまして、何かご質問等がございますか。特にないようですので次に移りたいと思います。

5 その他

- 市川会長 議題5「その他」です。何かございましたらご発言をお願いします。

●松井副会長 今日、京都市の担当の方が来られているかどうか分からないのですが、大店法の指針には引っかけられないけれども騒音規制法には引っかけるといふ案件があります。これが当審議会で上がってきたときにどう判断するのがいいのかというのが非常に迷うのですけれども、もし市のほうから何かありましたらお願いしたいのですが。

●大西課長補佐（環境指導課） 環境指導課の課長補佐の大西と申します。よろしく申し上げます。騒音規制法を担当しているのですけれども、たしかに松井先生がおっしゃるご意見がごもっともだなと先日からずっと、本日も思っているところでございます。たしかにイオンについては特定施設であり、そこから発生する音については京都市も同様に指導しているところでございます。

規制対象になるので当然イオンさんから相談していただいたら指導もさせていただきます。例えば産業観光局さんから何かありましたら、協力しようと今のところは考えております。以上でよろしいでしょうか。

●松井副会長 すると例えば出てきた資料を見ると規制基準を超えている。イオンはたまたま大きかったのですべて規制対象なのですから、小さいところは置いておいて、事業所が規制基準を超える騒音を出しているということが数値として出ている場合に、審議会のほうで意見なり、付帯意見のところにその旨を書いておいたほうがいいですね。あるいはこの場で超えているということを伝えて、対策を求めるべきなのかどうか。おそらく指導課のほうでも超えているから即、何か指導というわけではないと思います。

●大西課長補佐（環境指導課） 今までと意見は一緒で、苦情が出るとか生活に影響があるということであれば関係してきますけれども、そういう指導の仕方を今までもしているところでございます。超えていればすぐどうこうということではありません。

●松井副会長 ということはこちらの審議会の意見なり、付帯意見のところに規制基準を上回っているのです、今後周辺住民との対話、あるいは対策を検討するようにと書くのは問題はないわけですか。それは事務局に聞くことかもしれませんが。

●事務局 この件につきましては、これまでのところ、国にも確認してきた経過はございますが、結論からするとそれは行き過ぎだとのことです。騒音規制法に基づいてではなく、あくまでも大店立地法に基づく届出であることから、指針の中に示された判断の基準の一つであったとしても、超えているからだめということとはできない。そのことについて認識させるということで、例えばこの場所についてはこういう対策が必要だろうから、それについてはこうだという言い方はあったとしても、特定の法律に基づく意見というのは具合が悪いとのことです。

松井副会長がおっしゃっているどう対策を取るかという話になったときに、具体的な中身を入れるのは付帯意見でというのは可能だと思います。ただ、指針のなかにもあるのですけれども、超えているから絶対に対策をなさйтеという訳ではないという書き方になっております。ただ、放っておいてもいいかどうかという話になるのであれば、大店立地法の運用主体である各自治体のご判断ですよという形になっています。

事務局といたしましては、先ほどのイオンさんも含め、事業者とのつながりを保ちつつ必要な対応は続けて参りたいと考えております。仮に歩みは遅いということがありましても、事務局に対しまして、ご指南をいただき、動かさせていただきたいというのが本音でございます。

答申の文言として、具体的に例えば、騒音壁を補強するといった内容は差し支えないと考えますが、どのような内容をどのように記載していくかにつきましては、事務局にお任せいただきたいと存じます。

●松井副会長 国のほうがいっているのは、例えば規制基準を超えているからだめという言い方はだめだと。

●事務局 そうです。

●松井副会長 ですから規制基準を超えているので注意しなさいはぎりぎりセーフですか。

●事務局 規制基準という言葉を使うのではなく、そもそもこの店舗についての対応として何が望まれるかという話を具体的に書くという話はあるだろうということなのです。

例えば「騒音壁をつくる等」とか、具体的な対応としてこういうものがあるのではないかと、言い方は難しいと思うのですけれどもそこを工夫してほしいということなのです。

●松井副会長 すると意見、あるいは付帯意見のところに「規制基準」という4文字が出ないほうが望ましいということですね。

●事務局 そうなります。

●松井副会長 わかりました。

●市川会長 ということは、松井先生の専門家のお立場から規制基準を超えているとしつこいぐらいいただいで、それを認識したうえで対応してくださいと言葉でいうのはかまわないということですか。

●事務局 そうなります。具体的には繰り返し伝えることが必要ですが、「忘れてはいけないよ」と事業者に伝えるのは事務局の仕事であるかなと思います。これまでの経過から考えますと、繰り返し伝えていくほうが効果があるのかなという気はしております。

●市川会長 確認を求める発言をお願いしたいと思います。

それでは、これで本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があればお願いします。

●事務局（小山課長） 長時間にわたりまして熱心なご議論をありがとうございました。次回の審議会は、本日ご記入いただきました日程調整表に基づきまして調整させていただき、開催場所も含め、改めてご連絡差しあげますのでなにとぞよろしくお願い申し上げます。次回の議題につきましては京都ファミリーの答申案の検討、それからJR京都駅ビルNKビル、いわゆるビックカメラでございます。これに係る届出者説明でございます。またご出席のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

●市川会長 繰り返しですが、次回の開催日と場所については、改めて事務局から連絡があるとのこと。例によりまして、次回の審議会におきましても特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思います。また審議会の出席機関についても従来どおり、指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 それではそのようにさせていただきます。

閉 会

●市川会長 これをもちまして第124回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間どうもお疲れ様でございました。

これが年内最後になります。今年1年、いろいろお疲れ様でした。ありがとうございました。来年度もまたよろしくお願いしたいと思います。どうぞ、皆様いいお年をお迎えくださいませ。